34　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第六項まで、第九項、第十一項、第十三項、第十五項、第十八項、第二十三項、第二十六項及び第二十九項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一　法第九条第四項の認定の日

二　住宅用太陽光発電出力等変更認定の日

調達価格	調達期間
二十四円（調達期間が終了する日から起算して六年前の日以降にあっては、八・三円）	十年間
備考　第二十三項の表中の「備考」に同じ。	

（新設）

35　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における屋根設置太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のものに係る基準価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から第三十三項までの規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一　法第九条第四項の認定の日

二　法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。）の日

基準価格	交付期間	解体等積立基準額
十九円（交付期間が終了する日から起算して十五年前の日以降にあっては、八・三円）	二十年間	一・一二円

備考

イ　基準価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。

ロ　当該設備に係る認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合における基準価格は、発電側託送供給料金に相当する額を加えた額とする。

ハ　交付期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ニ　当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（当該設備に係る旧認定の日が平成二十九年三月三十一日以前である場合又は平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約が締結された場合に限る。）又は当該設備が認定事業者に係るものである場合であって、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間は、交付期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ホ　法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間から除く。

（新設）